

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続 (国税 26) (所得税：外 法人税：義) (地方税 27) (個人住民税：外 法人住民税：義)
2	要望の内容	適格退職年金は、受給権保護の仕組みがより優れている確定給付企業年金法の施行（平成 14 年 4 月 1 日）に伴い、10 年間という猶予期間を設けた上で廃止することとされた。 現在、他の企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済）への移行を促進しているところであるが、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金が存在している。 このため、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に限っては、廃止期限後も、税の優遇措置（運用時：非課税、給付時：公的年金等控除、退職所得控除等）を継続する。
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 適格退職年金から企業年金等への円滑な移行を促進することで、適格退職年金の加入者等の権利を保護しつつ、企業年金等の健全な育成を図ることにより、老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを推進する。 また、適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められており、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時の税優遇を継続することで、安定した老後の所得確保が図られる。 《政策目的の根拠》 確定拠出企業年金法 附 則 (適格退職年金契約の円滑な移行) 第五条 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間に、附則第二十四条の規定による改正後の法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約の確定給付企業年金その他の制度への円滑な移行を図るため、確定給付企業年金制度の周知その他円滑な移行のために必要な措置を講ずるものとする。 ② 政策体系における政策目的の位置付 基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標 6 「消えた年金」問題の対応に注力し、年金制度に対する信頼を回復するとともに、年金制度改革の道筋をつける等により、高齢者の所得保障の充実を図る

		け	施策中目標 3 企業年金等の健全な育成を図ること 施策中目標 4 企業年金等の適正な運営を図ること
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時等の税優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者に係る不利益の回避(適用者数) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行ができない適格退職年金については、何も措置を講じなければ、廃止期限後には税優遇措置がなくなることで年金受給額が減少することとなる。 適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められたことに鑑みると、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行することができない適格退職年金については、廃止期限後も税の優遇措置を継続することにより、受給権の保護が図られ、安定した老後の所得確保が図ることができる。
8	有効性等	① 適用数等	当該要望が実現した場合、上記受給者すべてが税制優遇措置の対象となり、不利益は回避される。 《適用者数》 平成 23 年 6 月末:172 件(762 人) 平成 24 年: 143 件(632 人) (推計) 平成 25 年: 130 件(575 人) (推計) 平成 26 年: 116 件(515 人) (推計) ※平成 27 年以降の適用者数については、別添のとおり。 ※平成 23 年 6 月末時点の適用者数に残存率(生命保険協会推定)を乗じ算出。 ※残存率計算方法 ○確定年金 支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。 (例:10 年確定年金…年金受給開始から 10 年後に支払終了として計算) ○保証期間付終身年金 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。 ○保証期間付有期年金 残存有期期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。 ○保証期間付 XX 年年金等 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存 XX 年を比較して短い方を支払終了年月として計算。 ※平均余命を用いる際の年齢は、H23 年 6 月末時点の年齢(男性を前提)を使用。 ※平均余命は、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)別表 余命年

		数表を使用。
	② 減収額	《減収見込み額》 平成23年度6月末時点：65百万円（国税：39百万円、地方税：26百万円） 平成24年度：54百万円（国税：32百万円、地方税：22百万円） 平成25年度：49百万円（国税：29百万円、地方税：20百万円） 平成26年度：44百万円（国税：26百万円、地方税：18百万円） 平成27年度：39百万円（国税：23百万円、地方税：16百万円） ※平成 28 年度以降の減収見込み額については、別添のとおり。 ※平成 23 年 6 月末時点の減収見込み額に残存率（生命保険協会推定）を乗じ算出。なお、年度毎の減収見込み額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。 《算出方法》 ○運用時 廃止期限後に、運用時において、課税された場合と非課税とされた場合を比較し、減収見込み額を算出。 $\text{資産額} \times 1\% \times \text{残存率} = \text{減収見込み額(国税)}$ $\text{資産額} \times 0.173\% \times \text{残存率} = \text{減収見込み額(地方税)}$ ※事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない閉鎖型適格退職年金に係る資産額は、2,821 百万円。（平成 24 年度 6 月末時点） ※運用時において、特別法人税（国税：1%、地方税：0.173%）を参考に、同率の課税がなされると仮定。 ○給付時 廃止期限後に、公的年金等控除の対象とならない場合（要望が実現しない場合）と公的年金等控除の対象となる場合（要望が実現した場合）を比較し、減収見込み額を算出。 ※対象者はすべて 65 歳以上であり、所得はすべて国民年金によるものと仮定。 ※国民年金の老齢年金受給者の平均年金年額は 65 万 2,908 円とする。（平成 23 年 5 月末の平均年金月額：5 万 4,409 円（「厚生年金保険・国民年金事業状況」より））。
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：「平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。」） 適格退職年金は、廃止決定の当初（平成 14 年 3 月末）には約 74,000 件（加入者：約 917 万人、受給者：約 51 万人）であったが、平成 22 年度末現在では約 11,000 件（加入者：約 126 万人、受給者：約 14 万人）まで減少し、残った契約のうち約 9 割が今後の方針を決めており、これまでに 99%が移行等を完了又は今後の方針を決定しており、平成 23 年度末にその期限を迎える。 廃止期限まで残り 1 年を切った中、廃止期限後の適格退職年金の税制上の取扱いを明確化することで、適格退職年金から企業年金等への移行を一層促進することができる。

			また、事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行が不可能である適格退職年金については、何も措置を講じなければ、廃止期限後には税優遇がなくなることによって年金受給額が減少することとなり、老後生活が不安定となる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:「平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。」) 事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者全てを、廃止期限後も廃止期限前と同じ税の優遇措置を継続することで不利益を回避し、受給者の老後生活を安定させることができる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:「平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。」) 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限後に公的年金等控除・退職年金所得控除等が受けられなくなり、年金受給額が少なくなり、老後生活が不安定となる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～「平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。」) 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限前と同様の給付を図ることができる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③ 地方公共団体が協力する相当性	適格退職年金が廃止されるため、同様の措置を講ずるものであり、適用の範囲は限定的であり、税の優遇措置をすることが妥当である。 適格退職年金が廃止されるため、同様の措置を講ずるものであり、適用の範囲は限定的であり、税の優遇措置をすることが妥当である。 住民の老後の所得保障の充実及び財産形成の促進により住民の現役期間中及び老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金について

暦年	残存率 (単位: %)	適用件数	適用者数 (単位: 人)	減収見込み額(単位: 百万円)		
				計	国税	地方税
平成 23 年(6 月末時点)	100	172	762	64.9	38.6	26.3
平成 23 年(6/30-12/31)	94.0	162	717	61.0	36.3	24.8
平成 24 年	82.9	143	632	53.8	32.0	21.8
平成 25 年	75.4	130	575	48.9	29.1	19.9
平成 26 年	67.6	116	515	43.9	26.1	17.8
平成 27 年	59.4	102	453	38.6	22.9	15.6
平成 28 年	52.5	90	400	34.1	20.3	13.8
平成 29 年	43.3	74	330	28.1	16.7	11.4
平成 30 年	34.1	59	260	22.2	13.2	9.0
平成 31 年	24.3	42	185	15.8	9.4	6.4
平成 32 年	20.6	35	157	13.4	8.0	5.4
平成 33 年	15.5	27	118	10.0	6.0	4.1
平成 34 年	13.6	23	104	8.8	5.3	3.6
平成 35 年	8.9	15	68	5.8	3.4	2.3
平成 36 年	7.0	12	53	4.6	2.7	1.8
平成 37 年	5.0	9	38	3.3	1.9	1.3
平成 38 年	4.6	8	35	3.0	1.8	1.2
平成 39 年	3.7	6	28	2.4	1.4	1.0
平成 40 年	1.1	2	8	0.7	0.4	0.3
平成 41 年	0.7	1	5	0.4	0.3	0.2
平成 42 年	0.5	1	4	0.3	0.2	0.1
平成 43 年	0.1	0	1	0.1	0.1	0.0
平成 44 年	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0

※暦年は、注釈のない限り 1 月から 12 月の統計。

※平成 23 年 6 月末時点の適用件数等に残存率（生命保険協会推定）を乗じ算出。

※年度毎の減収見込み額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。

※残存率計算方法

○確定年金

支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。

（例：10 年確定年金…年金受給開始から 10 年後に支払終了として計算）

○保証期間付終身年金

各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。

○保証期間付有期年金

残存有期期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。

○保証期間付××年年金等

各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存××年を比較して短い方を支払終了年月として計算。

※平均余命を用いる際の年齢は、平成 23 年 6 月末時点の年齢（男性を前提）を使用。

※平均余命は、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）別表 余命年数表を使用。